

令和 7 年 7 月 1 日
相模原市発表資料

地方財政の充実・強化を求める意見書(他 2 件)について

令和 7 年 6 月定例会議第 7 日(7 月 1 日開催)において、陳情の採択に伴い、「議提議案第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書」が総務委員会委員により、「議提議案第 6 号 地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書」及び「議提議案第 7 号 消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的な改正を求める意見書」が市民環境経済委員会委員により提案され、いずれも賛成総員により可決されました。

なお、意見書の内容につきましては、別紙のとおりです。

以 上



問合せ先

議会局政策調査課

電話 0 4 2 (7 6 9) 9 8 0 3

地方財政の充実・強化を求める意見書

全国的に少子高齢化が急速に進行する中、地方公共団体には、子育てや医療・介護をはじめとした社会保障制度の整備への的確な対応はもとより、人口減少を想定した地域活性化対策や、脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など、極めて多岐にわたる役割を担うことが一層求められている。

また、近年における気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、社会生活を支えるインフラの耐震化に取り組むことや、災害時に地域において適切な医療を受けることのできる体制を構築することも、ますます重要なものとなっている。

こうした中、地方公共団体において、今後も増大する行政需要に対して主体的かつ継続的に取り組むためには、より積極的な地方財政を確立することが必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、令和８年度の政府予算及び地方財政の検討にあたり、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 社会保障制度の維持・確保、人への投資を含めた地域活性化、自治体DX化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築や行政サービスの提供に必要な人件費を含めた一般財源の充実を図ること。
- 2 子育て、医療・介護、虐待防止、生活困窮者自立支援など、地域社会の社会保障ニーズに対応できる体制の確保及び人材の育成を継続的に行うことのできる財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定税率の引上げを行うこと。また、所得税及び消費税を対象とした国税から地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政が行き詰まることのないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなど特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合には、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として計上されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源として、より明確に位置付けること。また、一部において導入されている行革努力等に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、見直しを行うとともに、地方の自主性を尊重した運用を行うこと。

- 6 会計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善が引き続き図られるよう、十分な財政措置を行うこと。
- 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対する特別交付税の減額措置について、地域手当は対象から除外されたものの、依然として期末・勤勉手当等が対象となったままであり、地方公共団体における自己決定権を尊重する観点から、当該減額措置を早期に廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費を含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への「氏名の振り仮名」の記載やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体D Xに伴うシステム改修や事務負担等の増大が想定される場合には、十分な財政支援を行うこと。
- 9 地方公共交通の維持が容易なものではなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保を支援するとともに、地域公共交通の維持・拡充を主眼として、施策の一層の充実を図るための財源措置を講じること。
- 10 地方交付税に係る財源保障及び財政調整の機能の強化を図り、地方公共団体の実情に応じた対策を講じること。
- 11 自治体が行う事業において、労務費の適切な価格転嫁がなされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月1日

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣

あ て

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

本市の消費生活相談窓口における令和元年度以降の相談件数は約6,000件で推移しており、特に高齢者が被害に遭いやすい点検商法に関する相談は、コロナ禍以降急速に増加し、令和6年度は最多となっている。

消費者の安全・安心はもとより、被害の未然防止や救済を図るためには、相談体制の確保をはじめ、啓発活動や消費者教育の推進など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならない。しかし、その下支えとなってきた国の地方消費者行政強化交付金のうち、推進事業部分の活用期間が多く地方自治体において令和7年度末をもって終了することとなり、これまで交付金の活用により実施してきた相談体制の維持や啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難になるなど、地方消費者行政の後退や縮小が懸念され、ひいては市民生活の安定が脅かされる状況につながりかねないものである。

また、消費生活相談員の高齢化等による担い手不足も、全国的に深刻なものとなっている。将来にわたって安定的に業務を継続することができるよう、雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導による制度設計や予算措置が必要である。

さらに、国において全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）の刷新を予定していることについても、国が進めるデジタル化に係る費用は、地方自治体に負担を求めることなく、システムの利用に係る経常的経費（通信・保守経費等）を含めた全額を国の責任において措置すべきものである。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、国民生活の安全・安心を担う地方消費者行政の安定的な運営を実現するため、次に掲げる措置を行うよう強く要望するものである。

- 1 地方自治体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計を行い、必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談のデジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月1日

相 模 原 市 議 会

国
内

会
閣

あ て

消費者被害を防止・救済するため、特定商取引に関する法律の抜本的な改正を求める意見書

特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)は、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守るべく、これまで改正を積み重ねてきたものであるが、令和6年版消費者白書によると、消費生活相談が約91万件と高止まりが続いており、かつ訪問販売をはじめとする特定商取引法の対象取引分野に関する相談が全体の約55%を占めている。

特に、65歳以上の高齢者からの相談が全体の約3割を占めており、訪問販売や電話勧誘販売に関する相談の割合は、年齢が上がるほど増えているほか、認知症等によって判断力の衰えた高齢者がターゲットにされていることも考えられる。

また、マルチ取引の相談においては、20歳代が1.6%と、他の年代に比べて高い比率となっており、令和4年4月の成年年齢引き下げなどにより、若者の被害が増えていくことも懸念される。

現行の特定商取引法には、このほかにも、通信販売にクーリング・オフ規定がなく、特にインターネット通販では、突然現れた画面により、とっさに申し込んでしまうといった不意打ち的な要素があるなどの課題があり、幅広い世代を対象とした被害の防止・救済の仕組みを設けることが急務と考えられる。しかし、平成28年の改正の際、附則において5年後の見直しが定められたものの、現在まで特段の見直しは行われていない。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、幅広い世代の消費者被害を防止、救済するため、次の事項を含む特定商取引法の抜本的な改正を行うよう強く要望するものである。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること、及びこれに違反した勧誘について取消権を導入すること。
- 2 インターネットを通じた通信販売の勧誘につき、行政規制、クーリング・オフを認めること、及びインターネット広告画面に関する規制を強化すること。
- 3 連鎖販売について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月1日

相模原市議会

国
内
会
閣
あ
て